

2 設備導入促進法人制度に係る規定の削除  
設備導入促進法人制度の廃止に伴い、設備導入促進法人として指定を受けることができず、法人に関する規定を削除することとした。(改正前の産業競争力強化法施行令第十五条関係)

3 中小企業承継事業再生計画の認定制度に係る規定の削除  
中小企業承継事業再生計画の認定制度の廃止に伴い、中小企業承継事業再生計画に係る特定許認可等に関する規定を削除することとした。(改正前の産業競争力強化法施行令第二三条関係)

4 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の範囲の改正  
特定事業再編計画を廃止し、特別事業再編計画を新設すること及び中小企業承継事業再生計画を廃止することに伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の範囲を改正することとした。(第二八条関係)

二 中小企業等経営強化法施行令の一部改正関係  
1 経営力向上計画に係る特定許認可等に関する規定の新設  
中小企業等経営強化法第一三条第四項の特定許認可等の対象及び特定許認可等に基づく地位の承継に係る行政庁の同意に関し必要な事項を定めることとした。(第八条関係)

2 主務大臣等の権限委任に係る規定の改正  
経営力向上計画の認定等に係る主務大臣の権限等の委任について定めることとした。(第一二条、第一五条関係)

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正関係  
独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第一三条の四に規定する産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三〇年法律第二六号)(以下「改正法」という。)による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限並びに納付金の帰属する会計に関する規定を定めることとした。(附則第一一条及び第一二条関係)

四 中小企業信用保険法施行令の一部改正関係  
中小企業信用保険法第三九条に規定する中小企業信用保険法の特例に係る保険料率について規定することとした。(第二条関係)

五 関係政令の整備等  
その他関係政令の所要の規定の整備等を行うこととした。(第五条、第一一条関係)

六 附則  
この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。(附則第二条関係)

七 この政令は、改正法の施行の日(平成三〇年七月九日)から施行することとした。

◇働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備  
一 雇用対策法施行令等の一部改正関係(第一一条、第四条関係)  
雇用対策法施行令の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令」に改める等の所要の規定の整備を行うこととした。

二 厚生労働省組織令の一部改正関係(第五条関係)  
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第一〇条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関するものを職業安定局及び同局雇用政策課の所掌事務とすることとした。  
三 施行期日  
この政令は、公布の日から施行することとした。

法 律

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年七月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「関税暫定措置法の一部改正」を付し、同条中間的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

第七条の三の規定を削り、同条の二の改正規定及び同法第七條の五の改正規定を次のように改める。  
第七條の三第一項ただし書中、「飼料用麦(同法別表第一〇一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。)を含む別表第一の六の項にあつては)を削り、これらの項を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて経済連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四條8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。)に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。)を原産地とするもの(経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。)に係る輸入数量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。)を同表の各項ごとに合計した輸入数量」に改め、同条第二項第二号中「第二十四條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条第六項中「場合において」の下に「別表第一の六の各項(一三の項及び一四の項を除く。)に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合については準用するときは」を加え、同表の各項(一)を削り、「飼料用麦を含む別表第一の六の項に」を「別表第一の六の各項(一三の項及び一四の項を除く。第一号及び次項において同じ。)に」に、「飼料用麦であつてオーストラリア」を「経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(同号において「経済連携協定原産品」という。)に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国」に、「第一号において「オーストラリア産飼料用麦」を「同号において「締約国産物品」に、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効